

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、お知らせします。

令和6年12月3日 函館地方法務局八雲支局 登記官 加藤正明
記

- 1 手続番号 第4402-2021-0052号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
久遠郡せたな町瀬棚区共和931番1